

橋本市自治基本条例策定委員会 報告書

平成 30 年 3 月

橋本市自治基本条例策定委員会

目 次

<u>はじめに</u>	2
<u>I 条例素案について</u>	
1 条例素案	
(1) 条例素案構成	3
(2) 条例素案	4
2 条例素案の説明	
(1) 条例名称	10
(2) 前文	11
(3) 第1章 総則	12
(4) 第2章 市民	17
(5) 第3章 市議会	18
(6) 第4章 市長等及び職員	18
(7) 第5章 地域づくり	21
(8) 第6章 市政運営	25
(9) 第7章 条例の位置付け	28
(10) 第8章 条例の検証及び見直し	29
<u>II 条例素案策定の経過について</u>	
1 条例の必要性と背景	31
2 橋本市自治基本条例策定委員会について	32
3 策定経過	33
<u>III 橋本市自治基本条例策定委員会委員からメッセージ</u>	45

はじめに

本日、ここに「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」案について提言を取りまとめましたので報告書として提出いたします。

私たち総勢 20 名の橋本市自治基本条例策定委員会（以下、「委員会」という）は、平成 29 年 5 月 22 日に市長より「橋本市自治基本条例について」の諮問をいただきました。

委員会は、市長の熱い思いを受け止め、全 8 回にわたり全員発言の真摯な議論を積み重ねてまいりました。本報告書は「考え研究し行動する委員会」を目標に、根気強く一致点を紡ぐ努力を傾注し結実したひとつの貴重な成果品であると自負しております。

先進都市実地調査、5 回の三役会議、8 回の小委員会、市内 8 か所のまちづくりタウンミーティングへの参画、庁内の職員プロジェクトチームとの意見交換会、委員会主催の「まちづくりシンポジウム」の企画実施による中間素案の提示とグループディスカッション、意見募集等への検討など、多忙を厭わず楽しくやりがいのある委員会風景でありました。

（仮称）「橋本市自治基本条例」は「橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」と命名し、条文表記は敢えて平易な「ですます調」としました。橋本市を愛し、橋本市らしさを発信し、市民と行政・議会、企業と共に力を合わせ、自治と協働で元気なまちを創りたい一心以外なものでもありません。まさに、本報告書の条例素案策定過程そのものが、自治と協働をはぐくむ格闘の日々そのものでした。

人口減少、少子高齢社会、防災・環境、教育・福祉、地方財政の危機など、橋本市だけでなく地方都市の内外環境は厳しさを増しています。しかし、橋本市には持続発展するポテンシャルが埋もれ、ピンチの裏には必ずチャンスがあります。

問題はこれからです。生まれる条例は「はぐくむ」権利と義務があります。

条例制定は終わりではなく始まりです。

市長におかれましては、本報告書に込められた委員会の思いと行間の豊かさをご理解くださり、趣旨を最大限尊重した条例制定に向け一層のご尽力をお願い申し上げます。

すべての市民が幸せに生活できますように。「橋本市と地域再生の分岐点に本条例が存在した」と未来の子どもたちにも伝わりますように。

もちろん、委員会一同はこれからも、いつでも・どこでも・だれとでも本条例を「はぐくむ」あらゆる活動に寄り添い、伴奏し伴走する覚悟であることを申し添えます。

平成 30 年 3 月

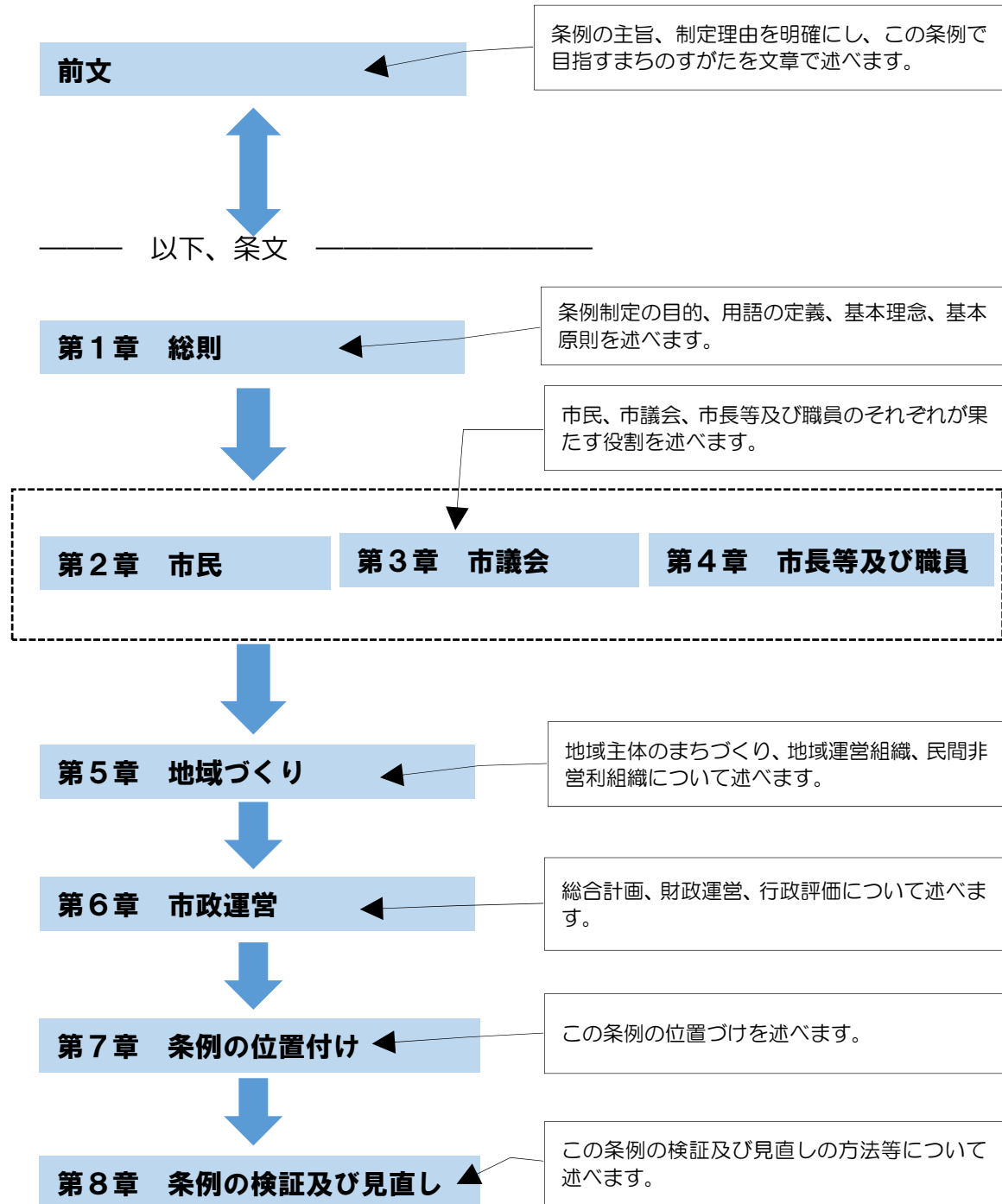
橋本市自治基本条例策定委員会

委員長 堀内 秀雄

I 条例素案について

1 条例素案

(1) 条例素案構成



(2) 条例素案

(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例

前文

私たちの住んでいる地方都市・橋本は、人口減少や少子高齢化、またそれに伴う地域の担い手不足などによる社会環境の大きな変化を迎えています。このような状況の中にあっても、私たちは、次の時代へとしなやかにかつ確実にこの住みよい橋本市を引き継いでいく必要があるため、ここに、自治の基本理念や基本原則、協働のあり方、地域づくりなどを規定する条例を定めます。

この地は、遠い万葉の昔から街道がひらけ交通の要衝として、また、都より高い文化を受け入れ栄えてきました。私たちは、豊かな自然と紀の川の清き流れとともに、この誇るべき伝統を守りながらこれからの未来に繋いでいく使命があります。

それぞれの地域に暮らす私たち一人ひとりが、共に繋がり、共に支えあいながら、地域全体で安全で安心な生活がおくれるまちを目指します。

橋本市の名前の由来のように、私たちは、世代間や地域間のかけ橋となるように一人ひとりが自分ごととして橋本市の未来をとらえ、自らが考え、自らが創造し、自らが責任を持って主体的に行動し続ける必要があります、自治と協働のまちづくりを進めていきます。

市民と市がそれぞれの役割を自覚し、また、市民がお互いに個性を認め合い人間の尊厳を認識し、誇りを持って一人ひとりが彩り豊かに平和な生活を送れるような自治のまちを創ります。

第1章 総則

(目的)

第1条 私たちは、橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出するため、この条例を定めます。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 私たち 次号及び第3号に定める市民及び市をいいます。
- (2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者その他の市内でまちづくりに関わる全ての個人及び市内に事業所を置く事業者その他の市内でまちづくりに関わる全ての団体(法人を含みます。)をいいます。

- (3) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての橋本市をいいます。
- (4) 市長等 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組み及び活動をいいます。
- (6) 参画 自らの意思でまちづくりに関わることをいいます。
- (7) 協働 様々な担い手が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいいます。

(基本理念)

第3条 私たちは、住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めます。

(基本原則)

第4条 私たちは、基本的人権尊重の下、次の各号に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを推進します。

- (1) 情報共有 私たちは、市民参画や協働のまちづくりを進めるため、お互いに情報を発信し、共有し合います。
- (2) 市民参画 市民は、まちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努め、市はその参画のための機会を設けます。
- (3) 協働のまちづくり 私たちは、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組みます。
- (4) 相互の尊重 私たちは、住みよい豊かなまちをつくるため、お互いの意見及び行動を尊重し合います。

第2章 市民

(市民の役割)

第5条 市民は、主体的にまちづくりに参画します。

- 2 市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。

第3章 市議会

(市議会の役割)

第6条 市議会は、市民の目線に立って、市の意思決定機関として議決の責任を負うとともに、行政活動の監視及び政策の立案を行います。

- 2 議会に関する基本的な事項については、橋本市議会基本条例(平成26年橋本市条例第54号)によります。

第4章 市長等及び職員

(市長等の役割)

第7条 市長は、市政の代表者として、公正かつ誠実に、市政運営を行います。

2 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たります。

3 市長等は、市政運営に関する情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。

4 市長等は、市民参画を実現するため、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を設けます。

5 市長等は、協働を推進するに当たり、全ての市民が自発的・自主的にまちづくりに参画することができるよう支援します。

6 市長等は、国や他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対して、事務の共同処理や協定等により、自主性を保持しつつ相互に連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めます。

(職員の役割)

第8条 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めるとともに、公正かつ誠実に、その職務を遂行します。

2 職員は、職務についての必要な知識、技術等の習得、能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たって創意工夫に努め、市民と協働してまちづくりに取り組みます。

第5章 地域づくり

(地域主体のまちづくり)

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の課題を共有し、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、解決に向けて自ら行動します。

2 市は、前項に規定する市民の自主的な地域におけるまちづくり、第10条に定める地域運営組織及び第11条に定める民間非営利組織の役割を尊重し、これらの活動を振興するために、地域における課題の把握、地域間格差の是正、相談機会の確保、活動の支援、人材育成、費用の助成等必要な施策を推進します。

(地域運営組織)

第10条 市民は、一定のまとまりのある地域において、まちづくりに関わる組織として、地域運営組織を設立することができます。

2 地域運営組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、区・自治会その他関係機関と連携しながら協力してまちづくりを行います。

3 地域運営組織は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組みます。

- 4 市民は、地域社会の一員として、主体的に地域運営組織の活動に参加します。
- 5 地域運営組織の設立等に関する必要な事項は別に条例で定めます。

(民間非営利組織)

第11条 自主的に公益性、非営利性、継続性を持ってまちづくりに取り組む民間非営利組織（個人を含みます。）は、市、区・自治会、前条に規定する地域運営組織その他関係機関と連携してまちづくりに協力するよう努めます。

第6章 市政運営

(総合計画)

第12条 市長は、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定します。

- 2 市長は、地域の特性や多様性を尊重したまちづくりを進めるため、地域別計画を積み上げ、総合計画を補完します。
- 3 市長は、総合計画の策定に際しては、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の意見を反映させるため、広く市民の参画を求めます。
- 4 市長は、総合計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、必要に応じて検討及び見直しを行い、市民に公表します。

(財政運営)

第13条 市長は、自立した財政運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、使途を決定するものとします。

- 2 市長は、総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。
- 3 市長は、予算の編成及び執行について、その内容に関する情報を市民に提供するように努めます。

(行政評価)

第14条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を行うため、総合計画基本計画策定時等に行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、予算の編成、組織の改善等に反映します。

- 2 市長等は、前項の評価に当たっては、市民の参画を求めます。
- 3 市長等は、第1項の評価の結果を公表します。

第7章 条例の位置付け

第15条 私たちは、橋本市を住みよい豊かな地域社会とするため、この条例を尊重し、誠実に遵守します。

- 2 市は、条例、規則等を制定又は改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。

第8章 条例の検証及び見直し

(はぐくむ条例)

第16条 私たちは、この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか、毎年度効果を検証し、必要に応じて見直ししながら、実効性のある条例となるよう育んでいきます。

(はぐくむ委員会)

第17条 市は、前条の検証及び見直しにあたって、橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会（以下「はぐくむ委員会」といいます。）を置きます。

2 市は、はぐくむ委員会に、市民の参画を求めます。

3 はぐくむ委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができます。

4 はぐくむ委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。
(委任)

第18条 この条例の施行に関し、別に条例で定めるものを除くほか、必要な事項は、規則で定めます。

2 条例素案の説明

平成29年5月22日に橋本市自治基本条例の策定について諮問を受け、計8回の橋本市自治基本条例策定委員会を開催したほか、委員会内に小委員会を設け、8回の会議を開催するなどし、検討を行ってきました。

また、第2回まちづくりタウンミーティングへの参加、中間素案に対する意見募集、まちづくりシンポジウムを開催するなどして市民の皆さんの意見も参考にし、条例素案としてまとめました。

この条例素案は、策定委員会で議論を重ねてまとめたものですが、委員の中にも様々な意見がありました。以下の説明では「委員の意見」欄を設け、こうした意見も記載していますので、市で条例案を策定する際に検討材料に使っていただければと思っています。

条例素案の説明について

第1条 目的

ア 素案

第1章 総則

(目的)

第1条 私たちは、橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出するため、この条例を定めます。

条例素案を記述しています。

イ 趣旨

この条例が何を目的として制定するかを記述しています。

その条文が何を定めているかを記述しています。

ウ 説明

この条例制定の目的を、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出することとしました。そのため、この条例の基本理念と基本原則を明らかにする旨を

その条文についての考え方を説明しています。

エ 委員の意見

- ・市民目線からの目的が必要では。
- ・「自分たちでやる」という自治意識・課題意識を啓発できるような文言については残してほ

委員から出た主な意見を記述しています。素案のもとになった考え方のほか、異論も含めて記述しています。

(1) 条例名称

▼名称案

橋本市の自治と協働をはぐくむ条例

ア 素案

(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例

イ 趣旨

条例の名称については、この条例の内容や趣旨がわかるような名称とすること、親しみやすさ、やわらかさ等を考慮し、素案のとおりとしました。

ウ 説明

この条例は、市民の「自分たちのまちを自分たちで良くしたい」という気持ちを後押しするための条例だと考えます。そして、市民と市が協働し、一体となってまちづくりを行い、強い連帯による自立した自治を目指していくことが大切だと考えました。

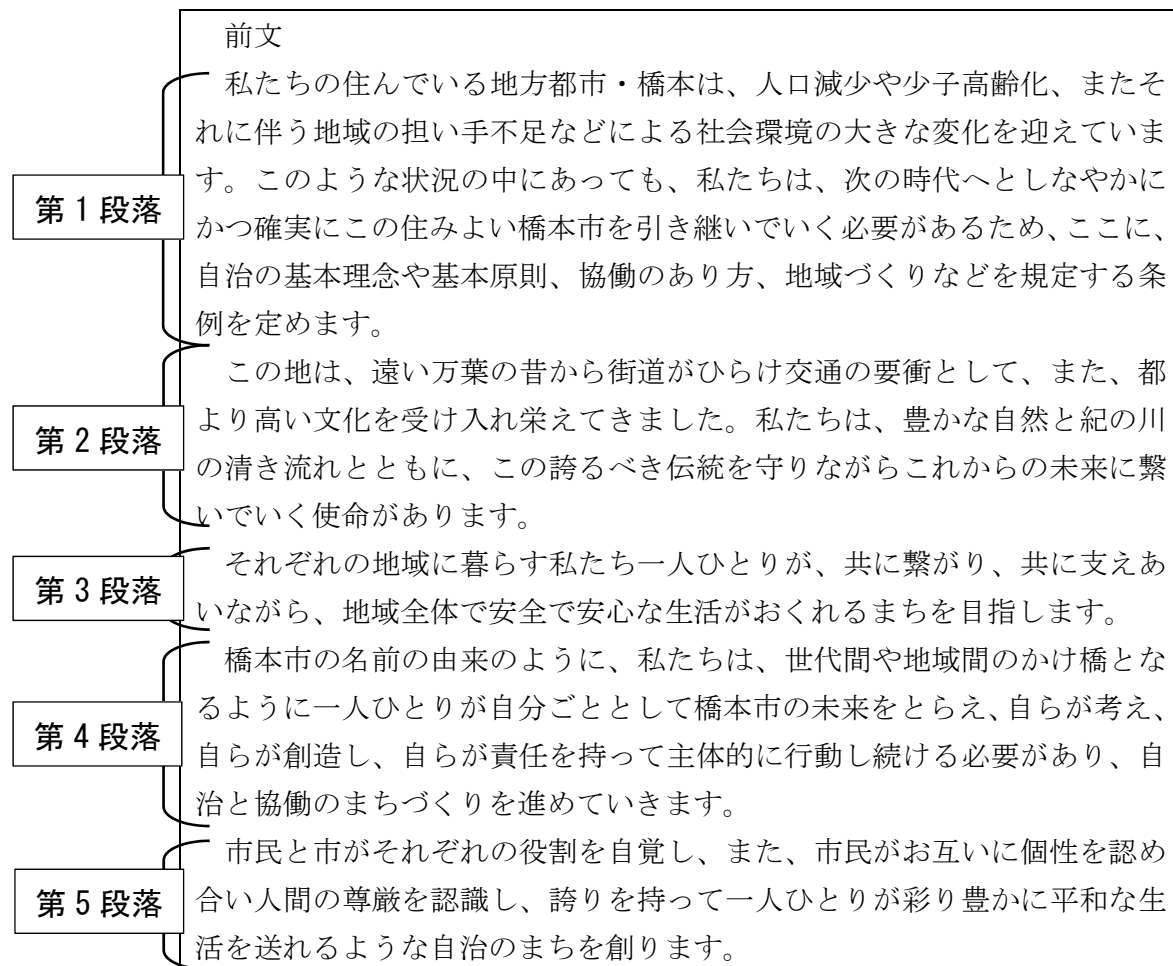
「はぐくむ」という言葉には、橋本市における自治と協働を、愛情をもって、みんなで大事に守って育てていきたいという想いを込めています。

エ 委員の意見

- ・協働推進にはいろんな方法があるが、互いに緊張感のある協働が必要だと考える。「はぐくむ」をあえて採用する意義は、市が親鳥ということではなく、その主体は共にあり、いろんなステイクホルダーにこの条例を育ててほしいとの願いから使用していると考ええる。
- ・「自治基本条例」「まちづくり条例」は名前だけでは中身がわかりづらい。中身をわかってもらえるような愛称があるといいのではないかな。
- ・条例名称についてはあまり砕きすぎず、条例の愛称を決めてもいいのでは。愛称がどんどん浸透して、愛称の方が知られているようなことになっていけばいいなと感じた。
- ・名称は、見守る、寄り添う、サポートするようなことが伝わる名称がよいのでは。

(2) 前文

ア 素案



イ 趣旨

前文で条例制定の背景とその必要性を述べることにより、この条例の趣旨を明確にします。また、橋本市はどんなまちか、今後どんなまちを目指すのか、まちへの想いを共有することで、同じ意識を持ってまちづくりを進めることができるものであると考えています。

ウ 説明

(第1段落) 条例制定の背景とその必要性

この条例の制定が必要となる背景とその必要性、条例で規定する内容を記述しています。

(第2段落) 歴史・文化・自然環境

橋本市が歩んできた歴史や育んできた文化、豊かな自然環境など、誇るべき伝統を守り未来へ繋ぐ旨を記述しています。

(第3段落) 目指すべきまちの将来像

- 橋本市がこれから目指すべきまちの将来像を記述しています。
- (第4段落) 将来像を実現するための基本的な考え方
- 第3段落で述べた将来像を実現するために、どのように行動するか基本的な考え方を記述しています。
- (第5段落) 私たちが目指す最終的な自治の姿
- 市民と市、市全体が協働して目指す最終的な橋本市における自治の姿を記述しています。

エ 委員の意見

- ・ 条例全体における「基本原理」「理想」を抽象的に規定すること。短くてもピリッとした前文になるといい。
- ・ 橋本市らしさ、橋本市が目指す方向性を盛り込んでいく。
- ・ 「対行政」「行政はサービス」という意識を押しつけがましくなく、打ち砕くような表現。
- ・ 条例制定を機に、これまでの自治のあり方を踏まえつつ、新しい「自治」像を打ち出すこと。そのためには「r e b o r n (生まれ変わり・再生)」というキーワードはどうか。
- ・ 条例の前文は、条例の各条文と併せ条例を構成するため、条例全体に於ける基本原理や理想を抽象的に規定する文言を織り込んだ前文でなければならない。

(3) 第1章 総則

第1条 目的

ア 素案

第1章 総則

(目的)

第1条 私たちは、橋本市におけるまちづくりの基本理念と基本原則を明らかにし、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出するため、この条例を定めます。

イ 趣旨

この条例が何を目的として制定するのか、どんなまちを目指しているのかを記述しています。

ウ 説明

この条例制定の目的を、協働によるまちづくりの推進と自立した地域社会を創出することとしました。そのための橋本市におけるまちづ

くりの基本理念と基本原則を明らかにする旨を述べています。

エ 委員の意見

- ・市民目線からの目的が必要では。
- ・「自分たちでやる」という自治意識・課題意識を啓発できるような文言については残してほしい。

第2条 定義

ア 素案

(定義)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

- (1) 私たち 次号及び第3号に定める市民及び市をいいます。
- (2) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者その他の市内でまちづくりに関わる全ての個人及び市内に事業所を置く事業者その他の市内でまちづくりに関わる全ての団体(法人を含みます。)をいいます。
- (3) 市 市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての橋本市をいいます。
- (4) 市長等 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) まちづくり 住みよい豊かな地域社会をつくるための取り組み及び活動をいいます。
- (6) 参画 自らの意思でまちづくりに関わることをいいます。
- (7) 協働 様々な担い手が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることをいいます。

イ 趣旨

条例の中で使われる用語のうち、まちづくりを進める上で意味を共有しておきたい用語について、解釈上の疑義が生じないように、用語の定義を記述しています。

ウ 説明

(1) 私たち

この条例では、自分たちのまちは自分たちでつくるという自治の主体を表現する手段として「私たち」という主語を用いることにしました。「私たち」は次号及び第3号で定義する市民及び市をいいます。

(2) 市民

この条例では、「市民」を市内に在住する住民だけでなく、在勤・在学者、その他の市内でまちづくりに関わる全ての個人、市内に事業所を置く事業者、その他の市内でまちづくりに関わる全ての団体(法人を含みます。)として広義に定義しました。「多様性」が重要となる時代では、まちづくりに関わる人も多様になってきています。基本的には橋本市の利益になる、橋本市の自治や協働を進めていく主体は多様であっていいと考えました。

(3) 市

市議会及び市長等によって構成される基礎自治体としての橋本市として定義しました。

(4) 市長等

地方自治法第138条の4では「普通地方公共団体はその執行機関として地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより委員会又は委員を置く。」されています。これらの執行機関を、「市長等」として定義しており、具体的には市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

(5) まちづくり

様々な場面で、様々な分野で、様々な担い手により行われる、住みよい豊かな地域社会を作るための取り組み及び活動としました。

(6) 参画

ただ参加するだけでなく、自らの意思で主体的にまちづくりに関わることとしました。

(7) 協働

協働とは、様々な担い手が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることとしました。

エ 委員の意見

(2) 市民

- ・個人である「市民」と、法人格を持つ会社やNPOを区別して考えて、「市民等」という定義を入れてもいいのでは。また、区長会や地域づくり組織についても定義づけしてはどうか。
- ・市民＝住民と定義した方がいいのではないか。
- ・やわらかい意味で、橋本市のまちづくりを担える市民の定義にして、まちづくりに参画しやすいようにしてはどうか。
- ・参政権に関しては明確に分けておくべきかもしれないが、やわらかい意味で見た、「橋本市のために頑張ろう」という意味での市民なので

あれば枠を広げてもいいのではないか。

- ・他市では、「市民」の中で「住民」をまた別に定義しているところもある。同じように分けてもいいのではないか。
- ・市民＝住民としてしまうことで、地域おこし協力隊のような人たちが市民としてまちづくりに参加できなくなるのは良くないのでは。
- ・新しい地方自治や、市の業務のたな卸しをするのであれば市民の定義は狭い（市民＝住民）方がよいと思っていたが、今の案であれば広い意味（市内在住、在勤、在学、活動する人、事業者、団体等）でよいと思う。
- ・市民の定義は、相互の尊重、多様性の尊重の観点から狭い定義としない方がよいと思う。

第3条 基本理念

ア 素案

（基本理念）

第3条 私たちは、住み慣れた地域で、子どもから高齢者まで、地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めます。

イ 趣旨

橋本市のまちづくりにおける基本理念を明らかにしています。橋本市の目指すまちの姿、それに向けてのまちづくりの進め方を基本理念として記述しています。

ウ 説明

前文にあるように、人口減少や少子高齢化、またそれに伴う地域の担い手不足などによる社会環境の大きな変化に対応し、全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指し、協働してまちづくりを進めていくことを基本理念としました。

右肩下がりの時代において、行政主導のまちづくりはいずれ限界を迎えます。また、地域においてもまちづくりの担い手不足が今以上に顕著になってきます。これらの状況を乗り切るためには、市民と市が一体となって協働し、市民の力を活かしたまちづくりを進める必要があります。この場合、行政による押し付けであってはならず、市民一人ひとりが地域の将来を「自分ごと」としてとらえ、自発的・主体的に行動することが重要です。そこで本条文は、「私たち」が宣言するような形式

で規定することとしました。

エ 委員の意見

- ・議会、行政、市民の三者の協働があって初めて条例制定の目的へ繋がっていくと思うので、単純な権利義務関係ではなく、三者が並列的な関係で協働し合いまちづくりを行うという理念に基づいた条例を作っていきたい。

第4条 基本原則

ア 素案

(基本原則)

第4条 私たちは、基本的人権尊重の下、次の各号に掲げる事項を基本原則としてまちづくりを推進します。

- (1) 情報共有 私たちは、市民参画や協働のまちづくりを進めるため、お互いに情報を発信し、共有し合います。
- (2) 市民参画 市民は、まちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努め、市はその参画のための機会を設けます。
- (3) 協働のまちづくり 私たちは、適切な役割分担の下で連携し、協働してまちづくりに取り組みます。
- (4) 相互の尊重 私たちは、住みよい豊かなまちをつくるため、お互いの意見及び行動を尊重し合います。

イ 趣旨

基本理念にあるまちづくりを推進するため、まちづくりにあたっての基本原則を定めました。

ウ 説明

まちづくりにあたっての基本原則として次の4つを定めました。

(1) 情報共有

市民参画や協働のまちづくりを進めるためには、まず市民と市、あるいは市民間や市の内部でお互いに情報を発信し、共有し合う必要があると考えました。

(2) 市民参画

基本理念にあるまちづくりを進めるため、市民は、まちづくりの主体として積極的にまちづくりに参画するよう努める必要があります。また、市はその参画のための機会を設けることを規定しました。

(3) 協働のまちづくり

市全体が一体となって協働のまちづくりに取り組むことを定めまし

た。

(4) 相互の尊重

地域全体で支えあいながら安心、安全な生活をおくれるまちを目指すために、市民と市は、お互いの意見や行動を尊重しあうことが重要と考え、相互の尊重を基本原則としました。

エ 委員の意見

- ・情報共有は市民と行政の協働の原点であり、重要なことであると認識している。

(4) 第2章 市民

第5条 市民の役割

ア 素案

(市民の役割)

第5条 市民は、主体的にまちづくりに参画します。

2 市民は、自分たちのまちに関心を持ち、自分たちのまちをよく知るために、お互いに情報を出し合い共有します。

イ 趣旨

基本理念にある協働のまちづくりを進めるため、市民が果たす役割について決めました。

ウ 説明

○第1項

協働のまちづくりを進めるため、まちづくりに主体的に参画することを市民の役割としました。

○第2項

まちに関心を持ち、よく知っていただくため、市民の間でもお互いに情報共有することを役割としました。

エ 委員の意見

- ・市民の位置付けについて、「～しなければならない」という書き方をすると多いが、あまりそうしたくない。それを市民側からの意見を盛り込みたい。
- ・「市民は～～しなければならない」という自治基本条例が多いが、もう少し市民の能動性や、市民の自発的な活動を促進できるように「できる規定」にした方がいいのでは。

(5) 第3章 市議会

第6条 市議会の役割

ア 素案

(市議会の役割)

第6条 市議会は、市民の目線に立って、市の意思決定機関として議決の責任を負うとともに、行政活動の監視及び政策の立案を行います。

2 議会に関する基本的な事項については、橋本市議会基本条例(平成26年橋本市条例第54号)によります。

イ 趣旨

基本理念にある協働のまちづくりを推進するため、市議会が果たす役割について決めました。

ウ 説明

橋本市においては、既に「橋本市議会基本条例」が平成26年7月2日に施行され、議会及び議員の活動原則や市民と議会、市長等と議会の関係等について規定されています。この条文では、「橋本市議会基本条例」を尊重し、具体的な内容については同条例によることとしています。

エ 委員の意見

- ・橋本市議会基本条例の水準は高いと感じているので、自治基本条例の中に議会基本条例を組み込んで、議会基本条例の精神で運営していくという点でよいと思う。

(6) 第4章 市長等及び職員

第7条 市長等の役割

ア 素案

(市長等の役割)

第7条 市長は、市政の代表者として、公正かつ誠実に、市政運営を行います。

2 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たります。

3 市長等は、市政運営に関する情報について、速やかに、かつ、分かりや

- すく市民に提供することにより、市民との情報の共有に努めます。
- 4 市長等は、市民参画を実現するため、市民がまちづくり及び市政に参画する機会を設けます。
 - 5 市長等は、協働を推進するに当たり、全ての市民が自発的・自主的にまちづくりに参画することができるよう支援します。
 - 6 市長等は、国や他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対して、事務の共同処理や協定等により、自主性を保持しつつ相互に連携し、協力し合いながら解決に当たるよう努めます。

イ 趣旨

基本理念にある協働のまちづくりを推進するため、市長及び執行機関が果たす役割について定めました。

ウ 説明

○第1項

市長が市政運営を行うにあたっての姿勢を定めています。

○第2項

市全体として協働のまちづくりを進める上で、行政の内部、市長と各執行機関もそれぞれ相互に連携・協力し、市政運営に当てる必要があると考えました。

○第3項

市民参画や協働のまちづくりを進めるため、市長等は市政運営に関する情報を分かりやすく市民に提供し、市民との情報の共有に努めることを定めています。

○第4項

市民参画を実現するため、市長等はその機会を設けることを役割としました。

○第5項

市長等は、協働のまちづくりを進めるため、市民による自発的・自主的なまちづくりを支援することを定めています。

○第6項

市長等は、市の内部だけでなく、国や他の地方公共団体及び関係機関とも連携し、協力し合いながら課題の解決に当たる旨を定めています。

エ 委員の意見

- ・地方自治法等により、自治基本条例に定めなくても運営できているものについては盛り込まないこととした。
- ・役所が取り組もうとしている事業の取っ掛かりを聞きたい。決まって

からお知らせではなく、政策決定段階から知らせてほしい。さらに、政策決定に市民の意見を求めてはどうか。

- ・県と市の認識の差があるように感じる。連携について強く謳い込んでどうか。

第8条 職員の役割

ア 素案

(職員の役割)

第8条 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努めるとともに、公正かつ誠実に、その職務を遂行します。

2 職員は、職務についての必要な知識、技術等の習得、能力開発及び自己啓発を行うとともに、職務の遂行に当たって創意工夫に努め、市民と協働してまちづくりに取り組みます。

イ 趣旨

基本理念にある協働のまちづくりを推進するため、市の職員が果たす役割について決めました。

ウ 説明

職員は、地方自治法上、長の補助機関であり、長は「その補助機関たる職員を指揮監督する」とされています。よって、職員は職務を執行するに当たっては、第7条(市長等の役割)を遵守することになりますが、これに加え、第8条では協働のまちづくりを進める上で職員が果たすべき役割を決めました。

○第1項

憲法第15条にある「公務員は全体の奉仕者」を引用するとともに、基本原則にある情報共有を進めるため、丁寧で分かりやすい説明を行うことをその役割としました。

○第2項

職員の職務遂行にあたっての姿勢を定めるとともに、意識を持って市民と協働してまちづくりに取り組む旨を決めました。

エ 委員の意見

- ・「職員の役割」について、職員が今以上のことをやらない言い訳に使われないか心配。職員にも、自分のできる範囲で市をよくしようという気持ちを持ってほしい。

(7) 第5章 地域づくり

第9条 地域主体のまちづくり

ア 素案

(地域主体のまちづくり)

第9条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域の課題を共有し、自主的な意思によってまちづくりに取り組み、お互いに助け合い、解決に向けて自ら行動します。

2 市は、前項に規定する市民の自主的な地域におけるまちづくり、第10条に定める地域運営組織及び第11条に定める民間非営利組織の役割を尊重し、これらの活動を振興するために、地域における課題の把握、地域間格差の是正、相談機会の確保、活動の支援、人材育成、費用の助成等必要な施策を推進します。

イ 趣旨

地域主体のまちづくりに向けて、市民と市がすべきことを定めました。

ウ 説明

○第1項

地域主体のまちづくりを進めるため、市民は自主的な意思によってまちづくりに取り組み、助け合いながら地域課題の解決に向けて自ら行動することを決めました。

○第2項

市は、第1項に規定する地域における市民によるまちづくり、第10条に規定する地域運営組織、第11条に規定する民間非営利組織によるまちづくりに対して、必要な支援を行うよう決めました。

エ 委員の意見

・たすけ愛はしもとや第2回まちづくりタウンミーティングの中でも、新しいことを自分たちでやろうと言ってもそれは行政の仕事でしょという意識がまだまだあったりして、なかなか地域の自治という認識や意識がない。そこを啓蒙するような言葉がけがあればと思う。橋本市は、現在そういった現場と行政が同時進行しているので、それをうまく言葉にできたらなと思う。やはり市民の方の中にはまだまだ温度差がある。

- ・市民が「やりたい」とやる気になったときに、行政がお金や仕組み、制度改正等の支援をしますというスタンスにしたい。「やろう」という意識があつて、それを「支援する」という形で、協働をすすめるためにも主体は市民にあつてほしい。
- ・市民がやる気になって何かやろうとしたときに応援する行政であり、それには必要な措置をとるとして、市民の「やろうとする思い」をどう位置づけるかがポイントではないか。

第10条 地域運営組織

ア 素案

（地域運営組織）

- 第10条 市民は、一定のまとまりのある地域において、まちづくりに関わる組織として、地域運営組織を設立することができます。
- 2 地域運営組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市、区・自治会その他関係機関と連携しながら協力してまちづくりを行います。
 - 3 地域運営組織は、地域における課題を共有し、その解決に向けて取り組むとともに、地域の特性等をいかした多様なまちづくりに取り組みます。
 - 4 市民は、地域社会の一員として、主体的に地域運営組織の活動に参加します。
 - 5 地域運営組織の設立等に関する必要な事項は別に条例で定めます。

イ 趣旨

市民による自主的なまちづくりを行うため、「地域運営組織」を設立できることを定めました。

なお、「地域運営組織」については、市民参画のもと、別に十分な議論が必要と考え、この条例では、「地域運営組織」の基本的な部分についてのみ定めることとしました。

ウ 説明

○第1項

前条第1項にある市民による自主的なまちづくり活動を行うため、市民は地域運営組織を設立することができることを定めました。範囲については、「一定のまとまりのある地域」とし、各地域の実情に応じたものとするような表現にしました。

○第2項

地域運営組織は当該地域の市民に開かれたものであること、現在活動している区・自治会や関係機関及び市と連携し、協力してまちづくり

を行っていくことを決めました。

○第3項

市内の地域にはそれぞれ特色があります。市内一律ではなく、その地域の特性を活かし、多様なまちづくりを行っていただきたいとの願いを記述しました。

○第4項

第5条にあるように、市民には主体的にまちづくりに参画するよう求めており、この地域運営組織にも主体的に参加いただきたいということを決めました。

○第5項

地域運営組織の設立等に関する詳細は、この条例を検討する中で議論するのではなく、市民参画のもと、別の場面で充分議論することが必要だと考え、この条項を設けました。

エ 委員の意見

- ・存続が難しい区や、同じような行事を行っている区同士である程度集まって一緒にやれば人（担い手）の負担も減るのではないかな。また、人の関係をつくることもできるのではないかな。
- ・既存の区や自治会との関係性は難しい。上下関係があるものではないということを理解してもらいたい。
- ・「渡りに船」と感じる区もあれば、「区でできる」と感じる区もあるのではないかな。市としてはその両方のことを考えて少しずつ移行できるようにした方がいいのでは。
- ・これからの社会事情を考えると、仕組みとしてあった方がいいと思う。将来の活動拠点と活動している姿をイメージしながら仕組みを考える必要がある。
- ・共育コミュニティは公民館区単位8、地域包括ケアは区長会単位9、区長会は9、小学校区は15、中学校区は5、公民館は8、と橋本市の枠組みはバラバラ。同じ枠組みでなければ力を発揮できないのではないかなと思うので、枠組みをひとつにまとめましようと言える条文でなければならぬのではないかな。この条例をもとに、まとめられるようにしたい。
- ・地域づくり組織はあるといいと思うが、その反面すごく難しいのでは。また、この条例にしても地域づくり組織にしても、みんなで育てていけるような柔軟なものになるといいと思う。
- ・少子高齢化の中で、区そのものが活動しづらくなったときのことを想定しているのかなと思っているが、区での活動が盛んな今、今後機能

できるかどうかというところも視野に入れているのか。

- ・地域運営組織同士でどう情報共有するか、連絡協議会のようなものも必要になるのではないかな。
- ・各地区で住んでいる人の意見がきちんと反映されるような組織になるべき。住民の意思が反映されづらくなるのではないかなという不安がある。区や自治会と尊重した組織になってほしい。
- ・地域格差ができてしまわないよう、満遍なく取り組めるような仕組みが必要ではないかな。

第11条 民間非営利組織

ア 素案

(民間非営利組織)

第11条 自主的に公益性、非営利性、継続性を持ってまちづくりに取り組む民間非営利組織（個人を含みます。）は、市、区・自治会、前条に規定する地域運営組織その他関係機関と連携してまちづくりに協力するよう努めます。

イ 趣旨

区・自治会や地域運営組織等の地縁型組織だけでなく、全市的に特定の分野でまちづくりを行っているNPOやボランティアなどの民間非営利組織（個人を含みます。）についても役割を規定しました。

ウ 説明

市全体として協働してまちづくりを行っていくためには、地縁型組織である区・自治会や地域運営組織のほか、各分野において全市的に活動する民間非営利組織も重要な役割を担うと考え、この条文を設けました。ここでは、民間非営利組織は、市や区・自治会、地域運営組織等と連携し、まちづくりに協力するよう定めました。

なお、民間非営利組織には、NPOやボランティア団体のほか、ボランティア等を行う個人も含めています。

エ 委員の意見

- ・第10条で規定しているのは、「地縁型組織」（＝横糸）。NPO活動や分野ごとの活動（＝縦糸）については規定されていない。橋本市全体として関わる、特定の分野の活動でまちづくりを行う組織を作りたい場合は、第10条を根拠にはできない。
- ・全市的に行っている組織（縦糸）も入る余地を与えてもらえれば、も

っと幅が広がると思う。

(8) 第6章 市政運営

第12条 総合計画

ア 素案

第6章 市政運営

(総合計画)

第12条 市長は、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるため、総合計画を策定します。

2 市長は、地域の特性や多様性を尊重したまちづくりを進めるため、地域別計画を積み上げ、総合計画を補完します。

3 市長は、総合計画の策定に際しては、その計画に関する情報をあらかじめ市民に提供し、市民の意見を反映させるため、広く市民の参画を求めます。

4 市長は、総合計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、必要に応じて検討及び見直しを行い、市民に公表します。

イ 趣旨

総合計画については、地方自治法上の策定義務はなくなりましたが、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示すものであるため、この条例で策定について定めることとしました。

ウ 説明

○第1項

総合計画を策定する目的を、まちの将来像を明らかにし、総合的かつ計画的な市政運営を進めるためとしました。

○第2項

第5章にある地域づくりを進めるため、地域別計画を策定し、総合計画の補完することとしました。これまで地域別計画は策定していませんが、この条例の趣旨に沿い、地域が主体となったまちづくりを進めるためには必要だと考えました。

○第3項

総合計画の策定に当たっても、この条例の基本原則にある情報共有、市民参画を遵守する旨を定めました。

○第4項

総合計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、実効性を担保するため、必要に応じて検討・見直しを行うこととし、その情報を市民に公表することとしました。

エ 委員の意見

- ・現在、総合計画策定の根拠がないので、この条例の中に入れておくべき。

第13条 財政運営

ア 素案

(財政運営)

第13条 市長は、自立した財政運営を行うため、自らの判断と責任で財源を確保し、使途を決定するものとします。

2 市長は、総合計画の進行状況及び行政評価の結果を踏まえて予算を編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

3 市長は、予算の編成及び執行について、その内容に関する情報を市民に提供するように努めます。

イ 趣旨

市の財政運営のあり方について規定しました。まちづくりを進める上で、市の財政はその基盤となるものであり、健全な財政運営が必要だと考えました。

ウ 説明

○第1項

自立した財政運営を行うため、市長の役割について定めました。

○第2項

総合計画の進行状況や次条の行政評価の結果を踏まえた上で、効果的な予算編成を行い、計画的に健全な財政運営に努めるよう定めました。

○第3項

この条例の趣旨に沿い、予算の編成や執行に当たっては、市民への情報提供に努めるよう定めました。

エ 委員の意見

- ・財政運営の根拠、予算の編成や執行についての情報公開の根拠を規定すべき。

第14条 行政評価

ア 素案

(行政評価)

第14条 市長等は、効果的で効率的な市政運営を行うため、総合計画基本計画策定時等に行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、予算の編成、組織の改善等に反映します。

2 市長等は、前項の評価に当たっては、市民の参画を求めます。

3 市長等は、第1項の評価の結果を公表します。

イ 趣旨

地方自治体を取りまく厳しい社会情勢を踏まえ、限られた資源を効果的に使用するため、市民参画のもと、行政評価を実施することを定めました。今後まちづくりを進める上では、前条の財政運営のほか、組織の改善等も含めた行政の効率化はその基盤となるものだと考えました。

ウ 説明

○第1項

行政評価を実施し、その結果を施策の見直しや予算編成、組織の改善等、市政運営に反映させることを規定しました。

○第2項

基本原則にある市民協働を進めるため、評価にあたっては市民の参画を求めることとしました。

○第3項

基本原則にある情報共有を進めるため、行政評価の結果は市民に公表することを規定しました。

エ 委員の意見

- ・事業に対する評価をする第三者機関の設置をしないといけないのでは。市民参画という形での施策に対する行政レビューの委員会、機関を設置するようなことを設けていくべきではないか。
- ・裁判員制度のように、市民からランダムで選んでもいいのではないかな。興味を持ったり、参画したりするきっかけになるかもしれない。
- ・事務事業評価のような単年度のものではなく、長期総合計画に意見を反映させるような、政策や施策レベルのものの評価に市民参画したい。

(9) 第7章 条例の位置付け

第15条 条例の位置

ア 素案

第7章 条例の位置付け

第15条 私たちは、橋本市を住みよい豊かな地域社会とするため、この条例を尊重し、誠実に遵守します。

2 市は、条例、規則等を制定又は改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。

イ 趣旨

この条例の位置付けについて規定しています。

ウ 説明

○第1項

本来条例は並列であり上下関係はありませんが、基本理念にあるまちづくりを進めるため、市民と市がこの条例を尊重し、誠実に遵守していただきたいとの想いを記述しました。

○第2項

第1項にあるように、市にもこの条例を尊重していただきたいとの想いから、今後の条例の制定・改廃に当たっては、この条例の趣旨に沿い、整合を図ることを定めました。

エ 委員の意見

- ・「最高規範性」という表現は引っかかる。条例に優劣の関係はない。「最高規範性」ではなく、「基本規範性」を謳った方がいいのではないか。また、それを謳うのであれば前文にも盛り込んでおくべき。
- ・「最大限尊重する」というような表現も考えられる。
- ・立法全体としてではなく、「橋本市のまちづくりの推進における」としており、限定的な書き方をしているので問題はないのでは。
- ・「最高規範」に替わる表現はないのか。最大限尊重する、基本規範性、ルール、規則、市訓（家訓のように）等が考えられる。
- ・この条例の趣旨に反する条例ができるのでは意味がないので、最大限尊重してほしい。
- ・「こういうまちを作しましょう」という理念条例の方がよいのではないかと思うので、この条例の趣旨を生かして、この条例の精神で、施

策をやってほしいという趣旨になるとよい。

(10) 第8章 条例の検証及び見直し

第16条 はぐくむ条例

ア 素案

第8章 条例の検証及び見直し

第16条 私たちは、この条例の内容が橋本市にふさわしく、社会情勢に適合しているかどうか、毎年度効果を検証し、必要に応じて見直ししながら、実効性のある条例となるよう育んでいきます。

イ 趣旨

この条例の検証・見直しについて規定しています。

ウ 説明

この条例は、策定して終わりというものではありません。将来にわたってこの条例の趣旨に沿ったまちづくりを進めるため、毎年度効果を検証し、必要に応じて見直ししながら、市と市民の皆でこの条例を育んでいきたいとの想いを表現しました。

この条例は、まちづくりを進める上での基本となるものであるため、社会情勢に合ったものになっているかどうか、形だけのものになっているか、橋本市の自治やまちづくりの推進に本当にふさわしいものかどうかを検証する必要があります。

そこで、市民参画のもとで、この条例が実効性のある条例であり続けるよう、橋本市全体で育んでいくことを述べています。

エ 委員の意見

- ・作って終わりの条例ではなく、育てる条例、見守り続ける条例にしたい。
- ・条例が育つだけでなく、市民も育って、それぞれ地域づくりに参加していくということが必要。

第17条 はぐくむ委員会

ア 素案

(はぐくむ委員会)

第17条 市は、前条の検証及び見直しにあたって、橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会(以下「はぐくむ委員会」といいます。)を置きます。

2 市は、はぐくむ委員会に、市民の参画を求めます。

3 はぐくむ委員会は、この条例に基づく諸制度に関する事項を調査審議し、市長に意見を述べることができます。

4 はぐくむ委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に条例で定めます。

イ 趣旨

前条のとおり、この条例を育んでいくとの想いを実現するため、「橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会」を設置することを規定しています。

ウ 説明

○第1項

この条例の検証・見直しにあたって、「橋本市の自治と協働をはぐくむ委員会」を設置することを規定しました。

○第2項

基本原則にある市民参画を進めるため、この「はぐくむ委員会」に市民の参画を求めることとしました。

○第3項

「はぐくむ委員会」の役割を記載しました。委員会は、この条例の趣旨が諸制度に反映されているか等を調査審議し、市長に意見を述べるができることとしました。

○第4項

「はぐくむ委員会」は市の附属機関となることを想定していますので、組織構成や運営に関する事項は、別に条例で定めることを規定しました。

エ 委員の意見

- ・今完璧な条例を作るのは難しいかもしれないので、今後検証や見直しを行いながら、条例をみんなで育てていきたいという気持ちである。

II 条例素案策定の経過について

1 条例の必要性と背景

これまでも橋本市では、区・自治会をはじめ、様々なボランティアグループやNPO法人等と連携し、市民と行政の協働が進められてきました。平成20年3月には「橋本市協働の基本指針」が策定され、市民と行政の協働のあり方やこれからの協働を推進するための方向性が示されています。

しかし、それ以降、人口減少や少子高齢化がますます進展し、行政主導によるサービスの提供が困難となることが現実味を帯びてきたこと等により、市民の自主的なまちづくりを支援し、市民の力を活かした協働のまちづくりをこれまで以上に進める必要性が増してきました。

そのためには、橋本市のまちづくりの基本となる事項を条例として明文化し、これを今後の橋本市のまちづくりの拠り所とすることが必要だと考えられ、橋本市自治基本条例策定委員会が設置されました。

橋本市自治基本条例策定委員会は、平成28年12月議会で「橋本市自治基本条例策定委員会条例」が議決されたことを受けて設置され、平成29年5月22日に橋本市自治基本条例の策定について市長から諮問を受けました。条例の策定についての附属機関が設けられたのは、この委員会が初めてであり、私たち策定委員会は、これらの事情を踏まえ、市民の目線から見た将来に向けた橋本市のまちづくりのあり方を議論し、この条例素案としてまとめました。

■人口減少・少子高齢化の問題点

- 税収の減少（市財政の縮小、職員の減少）
- 社会保障費の増加
- 地域活動の担い手の減少 など

■乗り切るためには

- 限られた資源を有効に活用し、市のメンバー全員が元気に活動して一緒にまちづくりをしよう



市民と行政の協働で元気なまちへ

みんなで橋本市を元気にする
ためのルールを作ろう！
橋本市らしい条例を作ろう！



2 橋本市自治基本条例策定委員会について

ア. 橋本市自治基本条例策定委員会

(仮称)橋本市自治基本条例の策定に向け、市民協働により素案を作成するための附属機関として設置されました。

(1) 目的

橋本市における自治の基本原則を明らかにし、自治を担う主体の権利、責務等を明確にするとともに、市民参画や市政運営に関する基本的な事項を定める自治基本条例の制定へ向けて、必要な事項を検討するため設置されました。

(2) 開催期間

平成29年5月～平成30年3月 計8回

(3) 委員

学識経験者、関係機関及び団体の役職員、市民公募により選考された者の計20名で構成

イ. 橋本市自治基本条例策定委員会小委員会

策定委員会の会議を円滑に進めるため、議論するためのたたき台・原案を作ることを目的として、策定委員会内に小委員会を設置しました。なお、小委員会の委員でない委員も自由に参加できることとしました。

(1) 目的

条例の名称、前文、章立について、橋本らしいたたき台を作ること。

(2) 開催期間

平成29年7月～平成29年11月 計8回

(3) 委員

策定委員のうち8名で構成

3 策定経過

ア. 全体の流れ

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 平成29年 5月22日 | ◎第1回策定委員会 |
| (2) 平成29年 6月27日 | ◎第2回策定委員会 |
| (3) 平成29年 7月13日 | ○第1回小委員会 |
| (4) 平成29年 7月24日 | ◎第3回策定委員会(名張市視察) |
| (5) 平成29年 8月17日 | ○第2回小委員会 |
| (6) 平成29年 8月～10月 | ◇第2回まちづくりタウンミーティング
平成29年 8月26日 恋野地区公民館
平成29年 8月31日 紀見地区公民館
平成29年 8月31日 橋本地区公民館
平成29年 9月 2日 山田地区公民館
平成29年 9月 5日 隅田地区公民館
平成29年 9月 9日 高野口地区公民館
平成29年 9月10日 紀見北地区公民館
平成29年10月 6日 学文路地区公民館 |
| (7) 平成29年 8月28日 | ☆第1回三役会議 |
| (8) 平成29年 8月28日 | ○第3回小委員会 |
| (9) 平成29年 9月19日 | ○第4回小委員会 |
| (10) 平成29年 9月28日 | ☆第2回三役会議 |
| (11) 平成29年 9月29日 | ◎第4回策定委員会 |
| (12) 平成29年10月 3日 | ○第5回小委員会 |
| (13) 平成29年10月11日 | ○第6回小委員会 |
| (14) 平成29年10月16日 | ○第7回小委員会
(第7回庁内検討委員会専門部会と合同開催) |
| (15) 平成29年10月27日 | ☆第3回三役会議 |
| (16) 平成29年11月 7日 | ☆第4回三役会議 |
| (17) 平成29年11月 7日 | ○第8回小委員会 |
| (18) 平成29年11月15日 | ◎第5回策定委員会 |
| (19) 平成29年12月18日 | ◎第6回策定委員会 |
| (20) 平成29年12月25日～平成30年1月31日 | ◇中間素案に対する意見募集 |
| (21) 平成30年 1月13日 | ◇まちづくりシンポジウム |
| (22) 平成30年 2月14日 | ◎第7回策定委員会 |
| (23) 平成29年 2月24日 | ☆第5回三役会議 |
| (24) 平成30年 3月14日 | ◎第8回策定委員会 |

イ. 会議等の開催内容

(1) 第1回策定委員会

- 日 時 平成29年5月22日(月) 午後1時30分～午後4時30分
- 会 場 橋本市教育文化会館3階 第3研修室
- 議 事
 - ①自治基本条例とは
 - ②橋本市の現状について
 - ③橋本市自治基本条例策定スケジュールについて
 - ④次回策定委員会の議事(予定)と開催日時について
- 内 容
 - ・策定委員全員で、自治基本条例の魅力と課題、橋本市の現状、市民と行政の協働で元気なまちをつくるために必要なことなどを共有した。
 - ・また、条例素案策定までのスケジュールの確認を行った。ただ、条例素案の進捗状況によっては素案答申時期の見直しを行うこととした。

**(2) 第2回策定委員会**

- 日 時 平成29年6月27日(火) 午後1時30分～午後4時30分
- 会 場 橋本市教育文化会館3階 第3研修室
- 議 事
 - ①他市で制定されている条例文の比較
 - ②第2回策定委員会以降のスケジュールについて
 - ・第3回策定委員会 名張市視察
 - ・第2回まちづくりタウンミーティング
- 内 容
 - ・自治基本条例には、岸和田市、飯田市のような自治基本条例としてオーソドックスなタイプと、高知市のようなまちづくりに特化したタイプがあり、その比較を行い、議論した。また、第3回策定委員会で名張市視察を行う予定であるため、その事前勉強も兼ねる意味合いで名張市も比較対象として議論を行った。
 - ・資料収集や橋本市らしいたたき台・原案を作ることを目的とする「小委員会」の設置を決定。8名の委員で組織することとなった。

(3) 第1回小委員会

- 日 時 平成29年7月13日(木) 午後7時30分～午後9時
- 場 所 橋本市本庁舎 1 階会議室B
- 議 事 ①小委員会副委員長の選出
②次回小委員会開催日について (今後のスケジュール)
- 内 容
 - ・小委員会では、条例の名称、前文、章立ての3つについて、秋までに一定の方向を出すよう作業を進めることとなった。
 - ・条例についての各委員の意見を出し合い、次回以降のスケジュールについての確認を行った。

(4) 第3回策定委員会（視察）

- 日 時 平成29年7月24日(月)
午後1時～午後3時30分
- 場 所 三重県名張市
- 議 事 ①名張市より説明
 - ・名張市自治基本条例について
 - ・名張市ゆめづくり地域予算制度について②質疑応答
- 内 容
 - ・既に条例を制定してまちづくりに取り組んでいる自治体を見て、イメージを持っていただくため、先進地への視察を行った。
 - ・まず、名張市自治基本条例及び名張市ゆめづくり地域予算制度について、名張市担当職員より説明を受けた。
 - ・その後、あらかじめ策定委員より募集して送付した質問について回答いただくとともに、当日の追加質疑を行った。



(5) 第2回小委員会

- 日 時 平成29年8月17日(木) 午後7時～午後8時40分
- 場 所 橋本市本庁舎 1 階会議室B
- 議 事 ①名張視察の感想
 - ―名張の視察から橋本に生かせそうなこと―②条例のある時・ない時
 - ―条例があることで可能になることとは―

③橋本らしい条例の章立て－橋本らしさをどこで出すのか－

④章立てについて －小委員長提案－

⑤章立ての構成と要素・論点

⑥これからの小委員会

- 主な意見
- ・市民も行政も議会も一体にならないければ、名張市のような地域づくりはできないのでは。
 - ・条例を活かしきれない地域のために、そのフォローを条例に盛り込みたい。
 - ・「最高規範性」は必要だと思うが、「最高規範性」という表現に違和感がある。条例に優劣の関係はない。
 - ・「住民投票」を盛り込むことは、地方自治への参画の観点から非常に重要ではあるが、あくまでも議会が主体となっていくべきである。
 - ・作って終わりの条例ではなく、育てる条例、見守り続ける条例にしたい。

(6) 第2回まちづくりタウンミーティング

直接市民のまちづくりに対する意見等を聞き、条例素案づくりの参考にしようと、市が開催した「第2回まちづくりタウンミーティング」に策定委員も参加しました。このタウンミーティングでは、自分たちの地域を今一度見直して将来像を思い描き、その実現に向けて、自分が、地域が、行政ができることについて考えていただくためのグループワークが行われました。

タウンミーティングのグループワークで作成したワークシートは、策定委員会内でも共有し、条例素案作りの参考としました。



- 日 時 平成29年8月～10月
- 会 場 市内各地区公民館（8館）
- 内 容
 - ①協働のまちづくりに向けた市の取り組みについての説明
 - ②グループワーク
 - ・地域の良いところ・課題となっていること
 - ・地域の将来像（こんなまちになればいいな）
 - ・将来像の実現に向けての取組み（何ができるかな？）

(7) 第1回三役会議（委員長、副委員長、小委員会委員長）

- 日 時 平成29年8月28日（月） 午後3時～午後5時
- 場 所 橋本市本庁舎 2 階政策企画室
- 議 事
 - ①今後の進め方について
 - ②庁内進行報告
 - ③小委員会進行報告
 - ④次回策定委員会の進行について
- 内 容
 - ・第4回策定委員会までにすべきこと、第4回策定委員会以降のスケジュールの検討を行った。
 - ・市内部での取り組みや小委員会の会議の進捗状況について報告した。
 - ・第4回策定委員会の議事について検討した。また、第4回策定委員会へ小委員会で行った議論内容について報告する予定となっているため、報告する内容や形式について議論した。

(8) 第3回小委員会

- 日 時 平成29年8月28日（月） 午後7時15分～午後9時
- 場 所 橋本市本庁舎 1 階会議室B
- 議 事 第2回に引き続き、以下に関する議論
 - ①章立てについて ー小委員長提案ー
 - ②章立ての構成と要素・論点
- 主な意見
 - ・地域運営組織は、区の意見ももちろん尊重するが、より広域的にまとめることができる組織という趣旨がよいのでは。
 - ・県と市で認識に差があるように思うので、連携について強く謳い込んでほしい。
 - ・市民がやる気になったときに、行政が必要な支援をしますという形にしたい。やろうという意識と、それを支援する形で協働を進めるためにも、主体は市民にあってほしい。
 - ・橋本市の自治基本条例にも、現在の地域の組織の課題に対する突破口として地域運営組織について盛り込むべき。
 - ・「市民」と「市民等」という定義があってもよいのでは。
 - ・「行政はサービス」という認識を打破したい。

(9) 第4回小委員会

- 日 時 平成29年9月19日（火） 午後1時～午後3時45分

- 場 所 橋本市本庁舎 1 階会議室 B
- 議 事 ①章立てについて
②前文起草
③条例ネーミング
- 主な意見 ・「自分ごと」と捉えられる条例に。
・情報共有と市民参画により、協働を高めていきたい。
・自治基本条例に住民投票を盛り込まなくても住民投票はできる。
・地域運営組織は必要だが、109の区は基礎として残した方がよい。
・人が少ない区などがある程度集まって一緒にやることで、負担軽減できる。
・地域運営組織は既存の区や自治会と上下関係があるものではない。
・現在、共育コミュニティなど取組みの単位がバラバラで活動しづらい。
・「橋本市のために頑張ろう」という意味での市民で、枠を広げてもいいのでは。
・国籍について明確にしておくべきとも思うが、国籍を明確にしすぎること、差別につながってしまわないか。
・市民＝住民とすることで、地域おこし協力隊などがまちづくりに参加できなくなるのはよくないと思う。そう考えると、市民は広い意味の方がよいのでは。

(10) 第2回三役会議

- 日 時 平成29年9月28日(木) 午後3時～午後5時
- 場 所 橋本市本庁舎 2 階会議室 A
- 議 事 ①小委員会報告
②第4回策定委員会(9月29日)の進行について
- 内 容 ・9月28日までに開催した計4回の小委員会の内容や、第4回策定委員会に報告する予定の小委員会からの報告書について検討、協議した。

(11) 第4回策定委員会

- 日 時 平成29年9月29日(金) 午後1時30分～午後5時
- 会 場 橋本市教育文化会館3階 第3研修室

- 議 事
 - ①第2回まちづくりタウンミーティング経過報告
 - ②自治基本条例制定までの各委員会フロー（案）
 - ③小委員会からの報告
 - ④その他
 - ・パブリックコメント及びシンポジウムの実施について
 - ・（仮称）自治基本条例に関するアンケート（案）
- 内 容
 - ・第2回まちづくりタウンミーティングについて、9月29日時点で開催済の地区に関する報告を行った。また、策定委員がタウンミーティングに参加した感想を出し合い、共有した。
 - ・平成29年12月までの策定委員会、庁内検討委員会の日程及び議題について確認。条例への議論を尽くすためスケジュールの見直しを行い、3月中に答申を行うことを目標に、策定作業を進めることとなった。
 - ・小委員会委員長から、小委員会で行った議論内容について策定委員会へ報告した。小委員会からの報告内容について、議論、意見交換を行った。
 - ・策定委員会で条文素案の元となる中間素案をまとめ、12月下旬～1月末にかけて意見募集を行うこととなった。さらに、その期間中にシンポジウムを開催することとした。

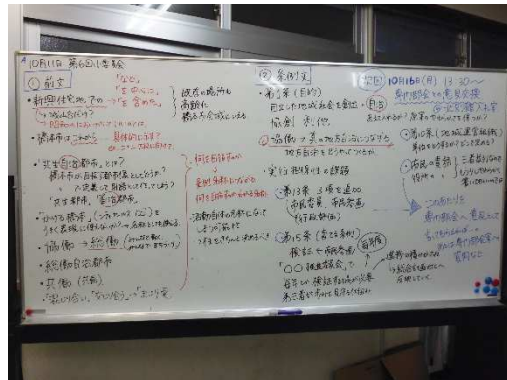
(12) 第5回小委員会

- 日 時 平成29年10月3日（火） 午後1時30分～午後4時
- 場 所 橋本市本庁舎 2階会議室A
- 議 事
 - ①具体的な前文起草（案）
 - ②具体的な条例名称（案）
- 主な意見
 - ・市民側からやわらかいフィルターをかけたい。
 - ・市民目線&行政からのフォローアップを。
 - ・前文に盛り込む要素について
 - ①なぜ今条例をつくるのか
 - ②歴史的背景、今の背景（課題） 人口減少、少子高齢化など
 - ③協働（方法）
 - ④めざすまちの姿
 - ⑤最高規範性
 - ・名称について
 - ①自治基本条例として、愛称を公募してはどうか。

- ②自治と協働をはぐくむ
- ③まじり愛 など

(13) 第6回小委員会

- 日 時 平成29年10月11日(水) 午後7時～午後9時
- 場 所 橋本市本庁舎 2 階会議室 A
- 議 事
 - ①具体的な前文起草(案)・具体的な条例名称(案)の確認
 - ②具体的な条文(案)
- 主な意見
 - ・前文：何を指すのか→条例の名称につながる
 - ・名称：何を指すのかわかる名称にする。
 - ・目的：協働から、真の地方自治につなげる。
 - ・実行担保性の課題が残る。
 - ・地域運営組織の単位をどうするか。どう定めるか。
 - ・市民、議会、行政は三者並列だと読み取れた方がよい。
パワーバランスを考えると、語尾の表現(～～できる等)を三者とも統一した方がよい。
 - ・行政評価に市民が参画し、市民の意見も聞いてほしい。第三者の目が必要。
 - ・第三者が条例の歩みを見守る仕組みが必要。
(〇〇委員会)



(14) 第7回小委員会

※第7回橋本市自治基本条例庁内検討委員会専門部会と合同開催

- 日 時 平成29年10月16日(月) 午後1時30分～午後3時30分
- 場 所 橋本市北別館入札室
- 議 事
 - ①自己紹介
 - ②専門部会案の説明
 - ③小委員会案の説明
 - ④意見交換
- 内 容
 - ・小委員会と橋本市自治基本条例専門部会(市職員で構成)を



合同開催し、それぞれの案に対して意見交換会を行った。

- ・専門部会案：他市の自治基本条例を比較し、一般的に盛り込まれている要素について橋本市が規定した場合の表現を検討した案。
- ・小委員会案：市民側から、橋本市をよりよくしていくためにどうすればいいかという観点で検討した案。今ある条例や法律でできるものは基本的に盛り込まないとし、自治基本条例があるがゆえに新しいことに取り組める仕組みを作ることができる内容を目指した。

■主な意見（小委員会）

- ・特筆する事業だけでも、市民と行政で評価し合い、両方の立場から一緒に考えることができる仕組みがあるとよいと思う。
- ・三者並列の協働のまちづくりとして検討してほしい。
- ・行政から見て、市民と協働するために必要だと思うことを教えてほしい。

■主な意見（専門部会）

- ・地域運営組織が地域の負担になってしまわないようにする仕組みが必要。
- ・市民と行政の協働を継続する方法が大切。
- ・自治会は地域の基本なので、大切にすべき。
- ・地域の課題を共有する場を意識すれば、行政が動けることにつながっていくのでは。

(15) 第3回三役会議

- 日時 平成29年10月27日（金） 午後2時～午後4時
- 場所 橋本市本庁舎 2 階市長応接室
- 議事
 - ①最高規範性の取り扱いについて
 - ②条例の表記や位置付け方について
 - ③条文の中身について
 - ・行政評価の表現
 - ・「まちづくり」→「自治と協働のまちづくり」の置き換え
 - ・「自治」の定義
 - ④意見募集及びシンポジウムの日程、内容について
- 内容
 - ・第4回策定委員会以降に開催した小委員会での議論内容や専門部会との意見交換会の様子について報告があった。

- ・小委員会内でも何度も議論になっている①～③について、三役会議内でも議論を行った。
- ・平成29年12月～平成30年1月にかけて行う予定の意見募集と、平成30年1月に行う予定のシンポジウムについて協議した。

(16) 第4回三役会議

- 日 時 平成29年11月7日(火) 午後5時～午後6時
- 場 所 橋本市本庁舎 2階市長応接室
- 議 事
 - ①第5回策定委員会の議事・進行について
 - ②シンポジウムの開催について
 - ③意見募集について
- 内 容
 - ・第5回策定委員会の議事及び進行について協議した。
 - ・平成30年1月13日に開催する予定のまちづくりシンポジウムの役割分担や当日の進行等について協議した。
 - ・平成29年12月25日～平成30年1月31日にかけて行う意見募集について、募集方法等について検討した。

(17) 第8回小委員会

- 日 時 平成29年11月7日(水) 午後7時～午後9時
- 場 所 橋本市本庁舎 2階会議室A
- 議 事 ①第5回策定委員会への報告案について
- 内 容
 - ・これまでの小委員会を踏まえ、前文、条例素案、条例名称のそれぞれの案について、第5回策定委員会への報告様式を検討した。
 - ・さらに、まだ議論すべき論点として、以下を策定委員会へ報告するとした。
 - ①条例の名称、愛称
 - ②市民の定義
 - ③行政評価の内容
 - ④最高規範性
 - ⑤条例を育てる委員会の設置について
 - ⑥「協働」の橋本市らしい表現

(18) 第5回策定委員会

- 日 時 平成29年11月15日(水) 午後1時30分～午後5時
- 会 場 橋本市教育文化会館3階 第1研修室

- 議 事
- ①小委員会からの報告
 - ・ H29.10.16 小委員会・専門部会合同開催結果
 - ②条例案の検討
 - ③その他
 - ・ 第2回まちづくりタウンミーティング報告（学文路）
 - ・（仮称）自治基本条例に関するアンケート結果
 - ・ 意見募集について
 - ・ シンポジウムの開催について
- 内 容
- ・ 平成29年12月25日～平成30年1月31日にかけて「中間素案」に対して意見募集するにあたり、条例文の形では固まった案に見えてしまい、意見をもらいづらくなってしまうのではないかと考え、箇条書き（要素・骨子）の形で意見募集してはどうかと小委員会から提案があった。
 - ・ 中間素案を固めるために、逐条ごとに議論。一致しない点に関しては、意見募集をするための中間素案として三役（委員長・副委員長・小委員会委員長）預かりとし、第6回策定委員会へ提案することとなった。
 - ・ 第2回まちづくりタウンミーティングや、10月から11月にかけて行ったまちづくりのためのアンケート調査、政策モニターアンケート調査の結果を共有し、中間素案作成のための参考とした。
 - ・ 意見募集期間中の平成30年1月13日に、まちづくりシンポジウムを行う。

(19) 第6回策定委員会

- 日 時 平成29年12月18日（月） 午後1時30分～午後4時30分
- 場 所 橋本市教育文化会館3階 第3研修室
- 議 事
- ①中間素案(三役調整案)の説明
 - ②中間素案(三役調整案)の検討
 - ③まちづくりシンポジウムの開催について
 - ④その他
 - ・ 第7回、第8回策定委員会の日程について
- 内 容
- ・ 意見募集に向けて、策定委員会でこれまでの議論を「中間素案」としてまとめるために、第5回策定委員会で議論した論点を整理した形で、三役(委員長・副委員長)が調整した案が示された。

- ・示された案をもとに、各条文に対して、策定委員会全体で議論した。
- ・平成30年1月13日に行うまちづくりシンポジウムについて、当日の次第や役割分担、グループディスカッションの方法などについて話し合った。

(20) 中間素案に対する意見募集

これまでの議論の結果をひとまず中間素案としてまとめ、市民の皆さんから意見を募集しました。

- 日 時 平成29年12月25日～平成30年1月31日
- 閲覧場所
 - ・橋本市役所（政策企画室、本庁1階ロビー）
 - ・文化センター、中央公民館および各地区公民館、図書館
 - ・橋本市保健福祉センター「市民活動サポートセンター」
 ※1/28に開催されたボランティア体験フェアでも閲覧ブースを設けました。
- 意見件数 13人の方から、計54件のご意見をいただきました。

(21) まちづくりシンポジウムの開催

上記の中間素案について、広く市民の皆さんに説明し、関心を持っていただくとともに、意見募集期間中に開催することで、多数の意見を徴することを目的とし、「まちづくりシンポジウム」を開催しました。

このシンポジウムを通して得た意見も参考にし、条例素案づくりを進めました。



- 日 時 平成30年1月13日(土) 午後1時30分～午後4時
- 会 場 教育文化会館4階第6展示室
- 内 容
 - ①市の協働のまちづくりに向けた取組みについて
 - ②（仮称）橋本市自治基本条例（中間素案）について
 - ③グループディスカッション
- 参加者 計111名

(22) 第7回策定委員会

- 日 時 平成30年2月14日(水) 午後1時30分～午後5時

- 場 所 橋本市教育文化会館3階 第1研修室
- 議 事
 - ①まちづくりシンポジウム開催結果報告
 - ②意見募集 意見の概要と回答案について
 - ③素案及び報告書案について
 - ・答申日時について
 - ・報告書に掲載する委員コメント・メッセージについて
 - ④地域運営組織について
- 内 容
 - ・まちづくりシンポジウムについて、班ごとにグループディスカッションで使用了ワークシートや、実施したアンケートの結果を策定委員会で共有し、条例素案づくりの参考とした。
 - ・意見募集期間中にいただいた意見に対する回答案について、全体で議論した。次回策定委員会までに、回答案を三役で調整することとした。
 - ・3月末に行う予定の答申に係る報告書の構成案を共有し、次回策定委員会で議論することとした。また、報告書に策定委員のコメント・メッセージを掲載することとなった。
 - ・条例素案に盛り込んでいる「地域運営組織」に関する委員意見を報告書にどう盛り込むか、議論を行った。

(23) 第5回三役会議

- 日 時 平成30年2月24日(土) 午後2時～午後4時
- 場 所 橋本市本庁舎 2階政策企画室
- 議 事
 - ①意見募集に係る意見への回答案
 - ②(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例 素案・報告書
 - ③地域運営組織の取り扱い(委員会の回数)
- 内 容
 - ・第7回策定委員会で議論した意見募集に係る意見への回答案について、第7回策定委員会の中での意見等を踏まえて、三役で調整を行った。
 - ・第8回策定委員会に向けて、3月末に行う予定の答申にかかる条例素案や報告書の様式、内容について検討した。
 - ・第7回策定委員会内で、地域運営組織に対する策定委員のイメージや意見をどう扱うか、議論を尽くすためには委員会の回数が不足しているのではないかと意見があったため、取り扱いや委員会の回数について再度検討した。

(24) 第8回策定委員会

- 日 時 平成30年3月14日(水) 午後1時30分～午後
- 場 所 橋本市教育文化会館3階 第1研修室
- 議 事
 - ①意見募集に係る意見への回答について（報告）
 - ②条例素案（報告書）について
 - ・ 条例素案の検討
 - ・ 報告書様式の検討
 - ③事前課題について
 - ・ 地域運営組織に対する意見
 - ・ 事前課題の提出
 - ④その他
 - ・ 答申：平成30年3月28日(水)午後1時30分～
- 内 容
 - ・ 第5回三役会議で調整した策定委員会の考え方について報告した。
 - ・ 答申に向け、条例素案の最終検討を行った。
 - ・ 答申時に添付する報告書の様式について確認を行い、報告書の資料として掲載する第10条地域運営組織に関する委員の意見を出し合った。

ウ. その他**(1) 橋本市自治基本条例パートナー制度について**

市では、橋本市自治基本条例策定委員会市民委員の応募者16名のうち、選考に漏れた方の中から希望のあった5名をパートナーと位置付け、意見をいただくことにしました。提出された意見は策定委員会に報告されましたので、条例素案作成の参考とさせていただきました。

III 橋本市自治基本条例策定委員会委員からメッセージ

(敬称略・順不同)

遠藤 和美

私たちの生活を市だけに預けるのではなく、市民も職員と互いに助け合い、差別のない健康的な橋本市に。条例の見直しは必要。自治会も高齢により組織の運営が大変。区民の協働は今まで以上に必要になるだろうと思います。

大山 善久

これからの超高齢化や人口減少にみんなで見守る前向きに立ち向かえるような条例になればとの思いで参画しました。住民一人一人が市の一員としてまちのことを考え市や議会や団体も一緒になれば今以上に住みよい町になると思います。

岸田 昌章

今までにないモノを創造していく仲間のひとりに加われ、熱い志を持った方々との出会いに感謝します。そして半生を振り返るきっかけとなり、「与える」こと、「続けて残していくこと」に時代の変化、分水嶺を感じとれました。

柴田 香織

シンポジウムや委員会を通じ、市職員さんや多様な視点・価値観を持つ人と出会えた。行政の仕組みも学べた。これから、バラバラな互いの声を聴き、結び合い、発酵させて…すてきな事が芽ぶく土づくりの一步となればと願っています。

隅田 秀浩

私にとって、橋本市は終の棲家であり、地域貢献をとの思いで参加しました。条例案は市民委員の議論を通じ収斂された精華だと信じますし、今後も良いまち橋本であり続ける、特に子供達の為に今後の理念を提示出来たと考えます。

田村 亜美

初めてお会いする方も多かった委員会。皆さんと、真剣に楽しく話し合いました。あなただけでも、私だけでもない、私たちのこと。終わりではなく、育むこと。仲間と一緒に、できることばかりだと思っています。

土田 淳子

条例に取り組むうちに、市内、それぞれの地域に住む人々のことを意識するようになりました。じっくりと人々の気持ちが変わり、醸成しながら作り上げていく、そういうものでないと本物にならないと考えます。さあ、スタートです！

戸島 浩子

条例策定に関わり、自分の意見を言う大切さを学びました。「どうせ無理だから」ではなく、自分で動き、自分の思いを口にし、そのチャンスを見逃さなければ、例え結果が悪くても何かのきっかけにはなると感じました。

野村 昌子

この条例が示す「市民は〇〇せねばならない」から「市民は〇〇することが出来る」と意識が移行することによって、市の将来に無関心な市民が自治と協働に関心を持ち、より良い相互作用が生まれると期待しています。

東 美樹

私たちは「今」しか生きられない。その「今」が積み重なって未来を作る。私たちがこの瞬間、最大限自分自身で心地よく在るよう、この条例が市民のみなさんのほんの少しの支えになってくれればと思います。

メッセージについて

「(仮称)橋本市の自治と協働をはぐくむ条例」への想い、どんな想いで条例素案策定に関わったか、関わって学んだことなど、策定委員から市や市民の皆さんへのメッセージです。

平家 利也

市民が、橋本市を良くし、子供たちが住みやすいまちにするために、この条例が必要と感じて策定するのが良いのではないかと感じました。策定委員会に参加させて頂き沢山の方とたくさんの意見に出会い本当に良かったとおもいます。

前田 陽一郎

今回の委員会へは商工団体から参加しました。条例の策定はなれないテーマでしたが、地域の活性化につながる活動になるよう努めました。まちづくりは一人ひとりの住民が参加することでより充実することを再認識しました。

森田 知世子

条例が策定されることで、市民が主体性をもって自分達のまちづくりの担い手となれる機会を与えられるということに期待しています。行政と市民が前向きに協働することで、活気ある笑顔溢れる橋本市にしていきたいと思っています。

山本 光子

解りやすい条例に出来上がったと思います。条例の策定により出発点ができました。より多くの市民に広げ、支えあいにより、生き生きした地域社会を作るための指針になることを願っています。微力ですが、私も努力します。

小林 俊治

自治基本条例は基本的に民主主義を自分達の生活に根付かせるものだと思います。時間はかかると思いますが、これからの地方自治にとって自治基本条例の精心を浸透させることは値打ちがあると思っています。

森川 嘉久

委員の皆様方のまちづくりに対する熱意に感動しました。険しい道のりですが、この条例を基礎に協働のまちづくりに取り組んでまいります。今後ともご支援のほどお願いいたします。市民の皆様もぜひこの輪に加わって下さい。

西川 一弘（小委員会委員長）

未来を切り開くキーワードは“多様性””持続性””包摂”そして”自治”だと思います。自治では、他者との折り合い、自分自身の位置づけが重要です。この条例をどうかこれからも育て続けてください。

乾 幸八（副委員長）

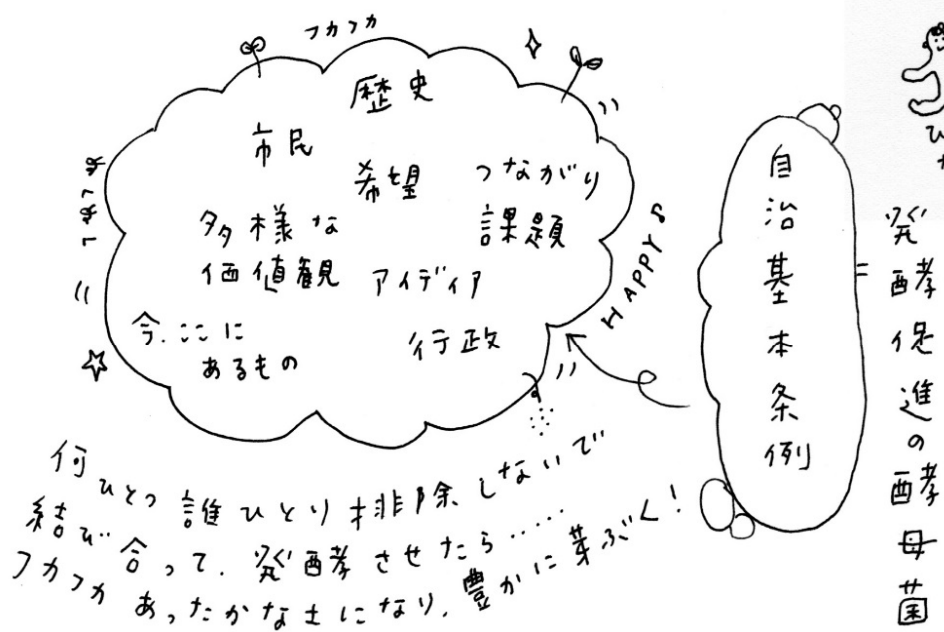
区・自治会は、地域のまちづくりの中核として多大な役割を担っています。少子高齢化が進む中、この条例を基に協働を進め、多様な担い手によるまちづくりにより、地域や区・自治会が活性化することを願っています。

堀江 佳史（副委員長）

副委員長という私の能力を大幅に超える役割を仰せつかりました。その任務を十分に果たせたとは到底思えませんが、委員の方々が地域をより良くしようとする熱意を感じました。大変勉強になり、感謝申し上げます。

堀内 秀雄（委員長）

まちづくりは人づくり。自治と協働は橋本市の羅針盤。魅力的な20人の委員たちと事務局の協働に大感謝。県内初の条例づくり挑戦に拍手。Leave No One Behind 未来の世代に誇れる条例へ。さあドラマの幕を上げよう👏



画：柴田委員

橋本市自治基本条例策定委員会

(事務局：橋本市総合政策部政策企画室)